

論文審査の要旨
(Summary of Dissertation Review)

博士の専攻分野の名称 (Degree)	博士 (法学)	氏名 (Author)	金 叡姝
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当		
論文題目 (Title) 団体と共同所有に関する比較研究			
論文審査担当者 (Dissertation Committee)			
主査 (Committee chair)	教授	鳥谷部 茂	印
審査委員 (Committee member)	教授	堀田 親臣	印
審査委員 (Committee member)	教授	松原 正至	印
審査委員 (Committee member)	教授	宮永 文雄	印
〔論文審査の要旨〕 (Summary of Dissertation Review)			
<p>団体と共同所有の検討対象として、権利能力なき社団は総則の問題、共有・合有・総有は物権の問題、多数当事者の債権関係や組合は債権の問題、相続財産は相続法の問題として扱われているが、1つの団体の法律関係に、構成員間の法的拘束という債権関係と、財産に対する使用・収益・処分等の支配・物権関係の双方が成立している場合、物権に規定すべきか、それとも債権に規定すべきか、本論文は、その債権面と物権面の両者の関係をどのように整理すべきかを、ドイツ法の沿革、共有、合有、総有を民法に規定した韓国法を参考に論じたものである。</p> <p>第1章では、まず団体の財産所有形態として、ローマ法的な概念である絶対的所有 (dominium) 又は厳格な意味の共有 (condominium) から、ゲルマン法的な概念である団体的拘束の原理が適用される新たな共同所有 (Gesamteigentum) の形態までの展開を概観している。また、ドイツにおける団体と共同所有に関する制定史及び学説史を検討している。</p> <p>第2章では、現行ドイツ・日本・韓国民法上の共同所有関連規定に関する構造及び概念についての差異などを概観し、三国の共有 (及び共同関係)、組合財産、権利能力なき社団に関する規定及び学説・判例についての検討を行っている。ドイツ民法では、学説理論とは異なり、物権編の「共有 (Miteigentum)」に関する規定は4ヵ条だけであり、「合有」又は「総有」という共同所有の類型は規定されず、債務関係編の組合契約に関する規定の中でその財産に対する「合手的拘束 (Gesamthänderische Bindung)」が定められている。日本民法の共有に当たる規定も主に債務関係編の一種類である共同関係 (Gemeinschaft) として組合 (Gesellschaft) と並列的に規定されており、また、権利能力なき社団 (Nicht rechtsfähige Vereine) に関する規定では組合に関する規定が適用される旨が総則編に定められている。これに対して、<u>日本民法の場合</u>、物権編で「共有」を定め、共有の性質を有する入会権及び所有権以外の財産権が対象である場合の準共有に関する規定を置いている。債権編の組合に関する規定では、組合財産を総組合員の共有に属すると定め、権利能力なき社団に関する規定は存在しない。<u>韓国民法の場合</u>、物権編の「共同所有」の章で「共有」、「合有」、「総有」を規定し、債権編の組合財産を合有とし、権利能力なき社団の財産を総有として定める。このような三国の民法上の団体と共同所有に関する規律の特徴について</p>			

て検討・分析することを通じて、第3章で扱う三国の議論事項についての基本的な理解及び類似している問題点に対する示唆を与えることができる。

第3章では、三国民法の制定時から相当な時間が経過した現在まで、団体と共同所有について絶えず議論されてきた事項及び疑問点について検討を行っている。ドイツの場合、団体財産に対する対内外的關係を主に債務關係編で規律しており、各団体の財産に関する拘束力又は制限をどのように公示するかの問題について、BGB上の団体中心的な（債權法的）規律に基づいて、多様な共同所有關係の類型を規定し登記することによって、組合及び權利能力なき社団の財産の公示・對抗の問題を解決できることを指摘した。日本の場合、共有に関する規定が物權編にある以上、共有者間の合意に対する物權的効力の付与、その公示がなかった場合の特定承継人への効力について、また、法人でない多様な団体による財産の所有形態を「共有」のみで規律し、それと異なる性質を有する団体の財産關係について解釈に委ねることは、物權規定の任意規定化、通則的規定としての役割の減少及び死文化の虞などの問題が発生し得る。そこでの「共有」の実質的意味は「共同所有」であり、組合持分の処分を制限しても衝突するものではないことや、物權法上の共有に関する多様な解釈論に対しては、立法論的解決を図る必要があるという点を指摘している。韓国の場合、物權編に共同所有の三類型を導入したが、合有規定の適用対象に関する議論（契約によって財産を合有で登記した場合など）、総有規定と法人制度との關係（総有規定に関する存置・廢止論）及び総有財産の登記制度などの議論について検討を行っている。

結章では、三国の団体と共同所有に関する分析・検討の中で共通している問題点に対する原因を導出し、日本民法への若干の提言を試みた。第1に、債權法上の団体の構成員間の關係に関する規律と物權法上の共同所有財産に関する交錯から生じる問題を指摘した。第2に、共同所有の多様な類型化は、単なる講学上の概念論争でなく、民法制定当時の理解に止まらず、学説及び判例によって対応してきた現代社会の實際的な所有形態として認めなければならない点を指摘した。第3に、2年余り後に施行される予定の改正民法上の組合に関する規定が組合財産の団体的拘束性を強化しており、新たな法人制度の制定後10年が過ぎた現在も權利能力なき社団の発生・存続等に関する問題が絶えず提起されている。このような現状は、団体と共同所有制度に関する根本的な仕組みの再定立が必要であることの証左であることをも指摘した。

本研究は、以下のような点において評価することができる。

第1に、従来の研究は、それぞれ個別的な制度の法律論、又はそれらの1つの制度と共同所有論を論じるという傾向にあった。本論文は、団体構成員間の債權關係と共同所有財産に対する物權關係との双方の關係を明らかにするという視点から、ドイツ法、韓国法を参考に比較しながら、より合理的な両者の法律關係を明らかにする基礎的研究として高く評価することができる。

第2に、本論文は、ドイツ・日本・韓国における議論事項の検討・分析により、日本における組合財産及び權利能力なき社団の財産に対する実体的債權關係の内容に応じた公示制度の補完及び今後の物權編改正（三類型の明文化）に対して一連の有益な示唆を与えている。

本論文には、相続共同体による財産關係、建物の区分所有關係、一般社団法人や權利能力なき社団による財産關係等の具体的問題が課題として残されているが、それらは各論に属する展開として位置づけられ、本論文の評価に影響をあたえるものではない。

以上から、審査の結果、本論文の著者は博士（法学）の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

備考 要旨は、1,500字以内とする。